

令和4年(2022年)第4回ニセコ町議会臨時会

令和4年(2022年)4月22日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 町税条例等の一部を改正する条例
- 8 議案第 2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	5番 斉藤うめ子
6番 浜本和彦	7番 小松弘幸
8番 高木直良	9番 青羽雄士
10番 猪狩一郎	

○欠席議員(1名)

4番 榊原龍弥

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課	鈴木健
保健福祉課長	桜井幸則
商工観光課長	齊藤徹

總	務	係	長	樋	口	範	幸
財	政	係	長	淺	井	理	登
教		育	長	片	岡	辰	三
学	校	教	育	課	長	阿	部
						信	幸

○出席事務局職員

事	務	局	長	前	原	功	治
書			記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、齊藤徹君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の件から日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の件までの2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 本日よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告についてでございます。議案の2ページでございます。読み上げます。

報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)。

車両破損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年3月16日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1 損害賠償の相手方、住所、氏名、記載のとおりでございます。2 事故の概要、令和4年2月8日午後3時50分頃、ニセコ町、こちらの記載住所に駐車していた方の所有する自動車について、ニセコ高等学校教諭である宮上和也氏が運転した公用車が、運転ミスにより接触したことにより、車両の一部を破損したものであります。公用車運転者側である町としての過失を認め、損害賠償を行い和解いたしました。3 損害賠償の額、17万8,891円(修理費用及び代車料の10割)ということでございます。

令和4年4月22日提出、ニセコ町長、片山健也。

報告第1号については、以上でございます。

続きまして、4ページになります。

日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告についてということでございます。こちらも続いて、読み上げます。

報告第2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)。

車両破損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年3月24日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1 損害賠償の相手方、住所、氏名、記載のとおりでございます。2 事故の概要、令和4年2月28日午後0時40分頃、ニセコ町字富士見12番地、ニセコ小学校教員用駐車場内に駐車していた記載の方の所有する自動車について、気温の上昇により融雪が急激に進み落雪が発生したことにより、車両ボンネットを破損したというものであります。施設の管理者としての過失を認め、損害賠償を行い和解いたしました。3 損害賠償の額8万2,252円(修理費用及び代車料の10割)ということでございます。

令和4年4月22日提出、ニセコ町長、片山健也。

報告第2号については、以上でございます。

以上の2件の専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済とします。

これより、報告第2号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済といたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。横長の議案で、左上に承認第1号とある資料、こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月22日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。こちらは令和4年4月1日付の専決処分書でございます。

次のページをお開きください。令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,280万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月1日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。6ページになります。第1表 歳入歳出予算補正の歳入を6ページ、それから歳出を7ページに載せてございます。

それから8ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入でございます。

それから9ページ、歳出でございますが、今回の補正予算の合計は280万8,000円。こちらの財源

につきましては、全て一般財源となっております。

それでは歳出からご説明をいたしますので、11 ページをお開きください。このたびの専決につきましては、本町と災害時応援協定を結んでいる福島県国見町が3月16日発生の福島県沖地震により災害を受け、職員の派遣協力要請があったため、協定に基づき災害地支援を行うための費用を補正するというものでございます。なお、今回は3月21日から4月9日までの間に2名1組、こちらの交代で4名の職員を派遣済みでございます。

それでは補正の内訳でございます。4款総務費、1項1目一般管理費、3節の時間外勤務手当が4名分で2回派遣として89万8,000円。その下、8節特別旅費は4名分の2回分ということで144万8,000円。その下、10節消耗品費では災害支援物資として5万円。その下の燃料費についてはレンタカー分として3万5,000円、それから13節駐車場使用料は新千歳空港の駐車料で5万2,000円。その下、現地までの高速道路使用料として6万5,000円。自動車借上料のレンタカー代として26万円、以上の計上でございます。

続きまして、歳入について、お戻りいただき10ページでございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は歳入歳出均衡を図るため、280万8,000円を計上してございます。

今回の専決補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.1にまとめてございます。内容につきましては、専決補正の趣旨、それから専決補正後の各会計の総括、専決補正後の一般会計歳入歳出内訳及び専決補正の枠組ということで整理をしてございます。後程ご覧いただきたく存じます。

承認第1号については以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 2回にわたり計4名の方の派遣ということですが、3月21日から4月9日までの派遣ということによろしいのでしょうか。それで、全体にかかる経費というのはいくらになるのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 青田防災専門官。

○防災専門官（青田康二郎君） 全体の経費としては現在のところ約134万円になっております。以上であります。

（何事か声あり）

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青田防災専門官。

○防災専門官（青田康二郎君） これまでかかっております実績としましては130万円程度、208万8,000円の中の経費につきましては、実際に現地においては余震等続いているということから、再度の要請等がかかって派遣する可能性があるということで、予備費を含めたところの掲載になっております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再度、お伺いをいたします。今、ご答弁がありました、いわゆる全体経費としては130万ということでもありますけども、私がお伺いしたいのはそれも含めてなんですけど。令和3年度に執行した額と、それから令和4年度に執行した額、合わせて130万ということですか。内訳を教えてください。

またもう一方では、単純計算として280万8,000円の今回の補正予算はありますけども、ここで今後の執行見込みとしてはいくら考えられているか、その点をお伺いいたします。

（何事か声あり）

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

○副町長（山本契太君） 大変お時間とりまして失礼いたしました。現状での実績ということで、派遣の関係ですが、令和3年度が60万9,020円、それから令和4年度が70万9,181円、これが現在の実績という状況でございます。それから、先程担当のほうからお話をさせていただきましたように、余震等続いているということも含めて、今後また新たに災害協定の中での派遣の要請ということを含めて、2回分ということで予算をつけさせていただいています。4年度については現状で70万9,000円がし使っていますが、予算としては280万8,000円あるということでございます。それから、歳入の中で今回、前年度繰越金ということで充てているというふうに申し上げました。今後、国見町とニセコ町との災害協定の中で、国見のほうがこれらの費用のどこの部分を持ってくださるかということ、それらの話合いがきちっと整理ができましたら、国見町は現状ではそのようなことをやられていない状況ではないものですから、それらのところちょっとお時間かかりますが、それらが整理でき、国見町がどれだけを見て、ニセコ町がどれだけを見るかということが確定した後に、またご報告申し上げたいと。なお、国見町が負担する費用については100%国のほうから補填されるということになりますし、ニセコ町が費用を持つという場合につきましては特別交付税のほうで8割補填になるという予定でございます。費用についてはこのようなかたちで、まだ精査中ということでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいまの災害派遣の件で、もう少し伺いたいと思っております。国見町とお互いに災害協定を結んでますので派遣してきたわけですけれども、これまでを含めて支援の内容なんですけれども、それについてちょっと伺いたいなと思っております。具体的な支援を派遣して何をされてきてるのか、そこをちょっと伺いたいと思っております。それが1点。

それからですね、職員はこれまで男性のみですか。女性を派遣したことはないんでしょうか。国見町から男性を派遣してほしいという要請が来ているのか、だから男性のみを派遣してるのか、その辺のところもちょっと説明いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 青田防災専門官。

○防災専門官（青田康二郎君） まず1点目の派遣の内容でございますけれども、発災が3月16日、その4日後、21日に現地偵察ということで、国見町のニーズ、人なのか物なのかということで私が入りまして、国見町全域の調査を21日の昼に入りまして午後から見て回ったと。その後は災害対策本部の対策に資する会議のやり方、あるいは役場内の情報共有のやり方などの助言等を行いつつ、私については国見町役場住民防災課となりますけれども、そちらで職員とともに災害対応をしておりました。あわせまして、派遣のための受入れということで、国見町の担当職員と協議をしまして、ニセコ町からの派遣要員、あるいは支援する内容について調整を進めていたというのが当初の1週間目でございます。国見町については今回3月16日23時36分に福島県沖マグニチュード7.2の地震がありまして、震度6強の地震によりまして11年前の3.11の東北震災、あるいは昨年度2月に震度6強あったんですけれども、それにも増して被害が大きかったということで、罹災証明書の申請申込みが今回については4月2日時点で1,055件、ちなみに1年前の2月については661件と、非常に被害が多いということで、罹災証明書を発行するためには、まず土地の現地調査が必要になると。中間認定調査というのが必要となりますので、どうしても人が足りないということから、現地調査のための応援要請を国見町が正式に要請をして、うちのほうから1週間2名ずつの応援を出したというふうになります。現地調査の内容ですけども、実際に被害申請があった家に1軒1軒回りながら、基礎部分にひびがあるかどうかとかですね、外壁が壊れているかどうか、そういうのを図面にとり、あるいは写真を撮り、記録に残し、その被害認定を決定するという内容でございます。

あと2つ目の男性・女性の派遣についてということですけども、国見町からは男女の要請というのは特にありませんでした。ニセコ町としても女性に声をかけて、ぜひ現地へということで調整はしたものの、業務の都合で派遣することができなかったというような経緯がございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいまの最後の女性派遣の件で、ニセコ町としては声をかけたということですか、町職員に。でも応募する人はいなかった。全体的に今説明がありましたけれども、福島沖の地震とか頻繁に起こってきますので、これからも起こる可能性も多いかと思えますし、また日本全

国ですね、どこで何が起こるかわかりませんのでね、それはお互いに気をつけていかなければならないと思うんですけれども、こういう場合にやはり女性の役割というか、女性でなければわからない問題とかたくさんあるかと思うんです。ですから、積極的に現地で学ぶというか、私たちのこの町もどんなことが将来起こるかわかりませんし、いざというときのためにもっと女性も半々ぐらい、積極的に派遣するように声をかけてみてはいかがかなというふうに思っていますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） 今回女性もということで、防災官とも相談して何人か候補をあげたんですけども、公募したわけではなくて、今回年度末ということで人事異動含めて、非常に人の出入りが激しい時期でもあったということでなかなか調整がつかず、今回男性だけになったということでございます。今後、引続き女性の災害派遣に関しては重要だというふうに町としても思っておりますので、今後は女性も、時期によりまして、状況によっては派遣したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） それからもう1点ですね、こういう場合、確かに協定があつていろいろあるんですけども、町が災害ボランティアを募集して、人数限ってもいいんですけども、そして協力に行く。一般町民も希望というか、行ってもいいよっていう方がいたら、派遣するという考え方はないものでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 青田防災専門官。

○防災専門官（青田康二郎君） そういう考え方はあると思います。ただしコロナの感染もあるということで、今回の国見町については社会福祉協議会のほうからボランティアの受入れはしないということもございましたので、そういうことはできなかったということでございます。ただ、今後そういう場合に町民の方へのボランティアの公募もあり得るというふうには思っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第7 議案第1号から日程第8 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例の件から、日程第8、議案第2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第7、議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案の6ページをご覧くださいたく存じます。

議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例。

町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年4月22日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、議案の7ページから10ページ、こちらが改正条例の本文ということになります。10ページの下段の提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律などの公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するとしています。

ここで別冊の第4回ニセコ町議会臨時会説明資料と書かれました資料の1ページをご覧くださいたく存じます。こちらに今回の町税条例等の一部を改正する条例の概要を簡潔にまとめてございます。読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。まずは四角の2つ目、主な改正点からご説明を申し上げます。今回の改正内容の多くは、法令改正に伴う規定の整備や引用箇所の変更ですが、納税者の皆さんに関わりの深い内容では主に以下の点が改正されます。これらは主に昨今のコロナ禍をはじめとする景況からの回復や温室効果ガスの排出抑制の促進を後押しする観点などから、改正が行われるというものでございます。1、個人住民税、ニセコ町という町道民税でございます。(1) 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し。これは附則の第7条の3の2の改正に該当いたします。所得税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を控除の対象とするなどの措置が講じられることに伴い、住民税も同様に適用期限が延長されます。このほか、省エネ性能の高い認定住宅などには借入れ限度額も上乘せされます。なお、所得税で控除しきれなかった額は控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されますが、この措置により減収した額は全額国費により補填がされるということになっております。2、固定資産税でございます。これは2つございます。(1) 省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等ということで、これは附則第10条の3の改正に該当いたします。これまでも断熱材の更新や断熱窓などの省エネ改修工事を行った住宅には、固定資産税の減額措置の対象となっておりましたが、さらに今回の改正により高効率給湯器や空調機器をはじめとした装置の更新など対象となる工事が拡充されるほか、適用期限も令和6年3月31日まで2年延長ということになります。(2) 土地に係る負担調整措置及び軽減措置ということで、これは附則の第12条の改正に該当するということでございます。固定資産税は本来、令和3年度に評価替えが行われ、評価が上昇した土地は税額も増加となる予定でございました。しかしながら、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、納税者の負担軽減の措置として、税額が増加した土地は前年度の税額に据え置く特別な措置を講じられてまいりました。この措置は令和3年度に限るものでしたが、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り一部の土地に係る課税標準額の上昇幅を従前の割合から半減させる激変緩和を講じる改正となります。従来の割合というのは評価額の5%を半減するということで2.5%。そういう激変緩和を講じる改正というのが附則第12条の改正ということでございます。なお、今回の改正に伴う施行期日につきましては、条文ごとに様々施行期日について設定をして

おりますが、この条文ごとに2ページに取りまとめてございますので、こちらについても後程ご参照いただきたいと存じます。

議案の10ページ下にお戻りいただきたく存じます。最後になります。住民参加の状況ですけれども、今回の改正は関係法令の改正に伴うものでありまして、住民参加の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

議案第2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,786万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月22日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたく存じます。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入2ページ、歳出を3ページ。それから、4ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。5ページが歳出でございますが、こちらに今回の補正額の全額505万6,000円の記載をしてございます。これの財源につきましては、全て一般財源ということで補正をしているところでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、7ページをご覧くださいと存じます。まず7ページ、2款1項5目文書広報費、12節のコミュニティFM送信所移設工事実施設計等委託業務275万円の計上でございます。これにつきましては、情報共有や防災面から欠かせない情報発信ツールとしてのラジオニセコについて、依然町内には難聴地域があり、平時や災害時においてラジオニセコからの送信が聞き取りにくい地域をできる限り解消するため、より適した場所へ送信所を移設するための設計等を委託するという経費を補正するものでございます。内訳といたしましては、北海道総合通信局への送信所移設の申請、変更手続に110万円。それからコミュニティFM送信施設移設の実設計が165万円、合わせて275万円となります。

その下、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節固定資産税標準地鑑定評価委託料97万2,000円。こちらにつきましては、令和4年度市街地ほかの標準宅地の鑑定業務について、当初は平成19年からこれまで本業務を受託し、本町において実績豊富であった事業者へ委託をするという予定でございましたが、本年3月末をもってその事業者が急遽廃業したということを受け、新たな事業者の選定が必要となりました。前事業者は町内の不動産実勢に精通をしておりまして、町内における業務を円滑に行えるということから、他社と比較して安価で実施ができるというところではございましたが、新たな事業者を選定することで当初予算から不足が生じることとなったため、その差額を補正するというものでございます。

続きまして8ページでございます。3款1項2目18節のニセコハイツデイサービスセンター設備更新等事業補助71万7,000円。こちらはニセコハイツ内に設置している自動火災報知機設備について、昭和61年の施設の開設当初から、毎年消防設備点検を実施しているものの警報ブザーの誤作動件数が増加しており、修繕にかかる部品もないということから、利用者の安全確保のため機器の全部更新を行うための費用を補正するというものでございます。

それから次のページ、9ページ、7款1項2目18節観光振興事業補助5万円、こちらについてはニセコ山開きの経費でございます。ニセコ山開きはニセコ山系五町の観光協会が持ち回りで開催しており、令和4年度はニセコリゾート観光協会が事務局を務めることとなっております。新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年と3年は開催を中止、令和4年についても当初予算算定時には開催の可否が不明でございまして、予算化を見送っていましたが、規模を少し縮小するかたちでの開催という見込みとなったことから、当該予算を補正するというものでございます。なお、ニセコリゾート観光協会が事務局を担う年度は、毎回補助金によりその開催を支援しているというのがこれまでのところでございます。

続きまして、10ページ、10款1項3目教職員住宅費、21節住居移転補償30万8,000円は、教員住宅ふじみ1号2号の用途廃止に伴い、入居者に対し移転等の費用を補償すると。それにあたりまして、移転補償費としての補正をするというものでございます。ちなみに内訳としましては、15万4,000円の2名分で30万8,000円となります。

その下、2項1目14節近藤小学校営繕工事25万9,000円。こちらにつきましては、近藤小学校の体育館屋根について、2月17日の気温が上昇した際に屋根の雪がずり落ち、その先にあった外壁側に巻いた氷柱により外壁が破損し、これを修繕するというための補正でございます。なお、近藤小学校の体育館屋根の除雪につきましては、窓が割れないよう氷柱を落とすなど日々の管理を行っておりますが、今冬は降雪量が多く、屋根の堆雪も多くなっていたというものでございます。

続いて歳入について、6ページをお開きいただきたいと思います。20款1項1目1節の前年度繰越金505万6,000円。こちらは歳入歳出の均衡を図るための歳入補正ということでございます。

なお今回の補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.2にまとめてございます。内容は補正の趣旨、それから補正後の各会計の総括、補正後の一般会計歳入歳出内訳、補正の枠組みということで整理をさせていただいているところでございます。後程ご参照いただきたく存じます。

議案第2号につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により、11時まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浜本議員。

○6番(浜本議員) コミュニティFMについて伺います。1点は現行の発信所が元ヘリポートということで、今回標高335mの場所へ移設ということですが、場所はどのへんなのか伺いたいと思います。それと、この受信エリア、この図で見るとかなり前のエリアより広がっているということで、私が今まで知っていた中では昆布地区、西富の一部が聞こえなかったというのがありまして、その辺もこの図を見る限りはカバーできてるのかなというふうに思います。逆に、基地から飛ばして、どこか中継所みたいなものができるのかできないのか。その辺も含めてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(猪狩一郎君) 高瀬課長。

○企画環境課長(高瀬達矢君) 実は昨年度、令和3年度において移設先についていろいろ調査させていただきました。3地点ほどさせていただいているのですが、今般いろんな設備と設置の条件等を勘案しまして、移転先をザ・グリーンリーのニセコビレッジの屋上で協力していただけるような運びとなりまして、そちらのほうを予定してございます。そちらから今回の放送受信エリア調査結果ということで、皆さんにペーパーをお配りしていますが、青い部分が既存のヘリポートなんですけども、今回グリーンリーフさんに移設することによって赤い線で囲っているエリアに広がるということで、昆布地区、特に西富の町民センター付近のあたりから桂のほう、今まではぎりぎりに入ること入らないところがあるような感じだったんですけども、今回はその辺がカバーされるというような状況に

なります。そのほか、エリアとしては同じなんですけども、標高が 80m ぐらい高いところから飛ばします。建物も 10 数mあるもんですから、そこから飛ばすことによって、中央地区の低い部分があるんですけども、少しラジオ入りが悪いところ、その辺も相当クリアに入るのではないかということ想定しているというところがございます。中継局につきましては、去年ではないんですけども、その前に何か検討をしたという経過がありますが、送信局と送信所と中継局が近いと電波同士が喧嘩して、逆にエリアも一部ダメになってしまうというような調査結果もあって、ニセコのこの区域ですと中継局をつくるのはちょっと難しいというようなことを担当のほうから報告があったことで、中継局についてはちょっと難しいかなということがございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6 番（浜本和彦君） わかりました。ただ、今グリーンリーの屋上を使うと思われるんですけど、あの建物、私が入った頃につくったホテルですんで、もうそんなに長くはもたないだろうというふうに個人的には思ってます。そのときに、逆にどうするのかも含めて考えられているのか、また何か違う案があるのか、多分私が考えるにはグリーンリーは昭和 57 年竣工ですから、だからもうそんなに長くはもたないと思ってます。その辺の今後の計画があれば、どうするかも含めてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 今後ということですね、非常に難しいご質問もあるんですけども、現在のところ標高等高さを考えて、最適な場所を民間事業者のご協力が得られるということで感謝しているところがございます。施設については旧プリンスホテルということで、確かに年数は経っているんですけども、私も先日中のほうを見させていただいたんですが、まだまだ大丈夫かなと。50 年はいけるんじゃないかなと思います。ただそれを踏まえまして、やはり民間の施設をお借りするというのも視野に入れ、今後予備の送信所について検討しなければならない段階かなと。この役場にも幸いにして通信できるように、アンテナを地下から屋上まで、将来アンテナをつくる時に容易に配管できるようにということで、そういう準備もされているというふうにお聞きしております。ですから、こんなことはないと思いますけれども、中央の送信局、駅前のラジオニセコの建物なんですけども、あそこを何らかの災害に出会ったときにも、この役場から直接送信できるような仕組みが必要かなというふうに考えておまして、設備的にはやっぱり 1,500 万ぐらいはかかるかと思えます。予備の送信所ですと国のほうからの補助金も用意されてるようでございますので、災害対応ということになりますけども、その辺も視野に入れて今後検討していきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 2 点ご質問します。1 点は今の関係でありますけれども、1,500 万っていうのは予備のほうの工事費かなと思うんですが、これ実施設計をしてから工事費が確定するわけですけども、例えば実施設計の完了時期によっては、今年度中にまた補正で工事費まで進むのか、あるいはそれはもう来年度になってしまうのか。それと屋上に設置する場合の、実施設計しなければ詳細当然わかりませんが、ほぼどの程度の金額が想定されているのかをお聞きしたいと思います。

それから 2 点目であります。教職員住宅の用途廃止に関する移転補償ということで計上されておりますが、この用途廃止された後は、例えば今の住宅の除却、あるいは新規の教職員住宅建設が予定されているものなのかどうか、もし予定されていればいつごろになるのか、追加でご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私のほうからラジオニセコについてお答えしたいと思います。スケジュールのほうでございますけども、今回もし議決をいただいたら、来週には設計のほうの契約をさせていただきたいなと思っております。今後、6月の定例議会にて工事費の費用を提案させていただきたいなと思っております。その後着工して、今情勢がありますが、資材が予定どおり入るという前提でいきますと、11月のグリーンリーフさんのお休みの期間に、クレーンの事業等をお客さんに迷惑をかけないようにして、雪降る前に完成していきたいというようなスケジュールは見込んでございます。概算経費でございますけども、設計してみないとちょっとわからないんですけども、実はその今年の調査の中で概算経費を見積もっていただいております、うちのほうに係る経費はおおむね 2,000 万前後ではないかということでございます。グリーンリーフさんのほうでかかるのは、グリーンリーフさんまでは N T T の光ケーブルが幸いにして届いているので、地下から上に延ばすのに 200 万から 300 万、光ケーブルの延長でかかります。その他アンテナの設備と送信整備にかかる設備等々で工事費入れて 1,650 万ぐらいかかるというような見込みで考えております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 教員住宅の移転補助の関係ですが、本来であれば先程の説明の中でちゃんと私のほうからお話しすべきところでしたが、説明をあまりに簡略にし過ぎたものですから、そこはお詫び申し上げて、私のほうからきちっと改めましてまず説明を申し上げたいと思っております。先程の移転補償の部分につきましては、かねてから H I S、北海道インターナショナルスクールさんのほうから、今後中等部も含めて募集をといたしますか、入学したいという申込みが相当数来ていて、施設が手狭なので何とか何かしらの施設を借りるなりってことはできないでしょうかということを含めたお申出を何度もいただいている状況でございました。あそこの向かいの教員住宅、2棟つながってるんですけど、その部分をお貸しするぐらいがスペースとしてちょうどいいものですから、既に入っていた先生についてはきちっとご説明を申し上げて、ご了解いただいた上で次の場所へ移転していただけたということもありまして、8月から中等部が増えるということで、そこをお貸しするというような予定でございました。これは本来私のほうから先程お話しすべきことでしたが、すいません、簡略な説明だけということで大変申し訳ございませんでした。そのようなことで、現在予定をしているということでございます。なお、貸付がどのようなかたちで行うかとか、その辺のことについてはまだ今後ということで、また決まりましたらご説明を申し上げるという予定でございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） そうしますと、H I S の中等部の開設に伴ってあそこに建物ができるんじゃない

なくて、駐車場とかそういうスペースに貸付けるというようなことになるのでしょうか。何か構築物ができるのかどうか確認したいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 現在予定しているのは、5月の連休明けに移転が完了した後、そちらのほうを教育財産からうちの普通財産のほうに移管しまして、総務のほうからH I Sさんにお貸しするようなスケジュールなんですが、今の段階で5月に移転が終わった後で、中を見て改修を行っていくということで、8月ぐらいに何とか開設したいと。今のところ中を教室として使うと考えているようです。改修費については基本的にはH I Sさんのほうでやっていただくのですが、それに対する支援だとかまた今後考えていきたいと思ひますし、家賃等についても今後協議というかたちになるかと思ひます。経過はそういうこととございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） そうすると、今の建物は除却する、撤去しちゃうってことじゃなくて、改修してH I Sさんが使うということになりますよね。それってちょっと私が聞いた範囲で言ひますと、入居されていた教職員の方へのその旨のお知らせが、本来いろいろその方の生活上の問題がありまから、それなりの期間、猶予といひますか、そういうことが必要だったと思ひますが、いつごろ通知されたか。参考のためにお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） H I Sのほうでそういう話があつて、実際に先生方の移転ということでご了解を得るために、今回いわゆる当初人事の異動の動きで3月の上旬に内示が出るというようなことで、3月の上旬にご本人にはお話をしました。通常であればもっと早くということなんですけれども、方向性もまだはっきりしなかつたということで、ご本人には一応3月末ではなくて4月もしくは5月ぐらいまで移動に関わる時間はこちらのほうは見ておりますので、その範囲でご了解いただけまからでしょうかということ、こちらとしては十分期間猶予を持ってご相談申し上げました。それで2人入居して2人がご了解いただいたということで、移転費用についてもご説明をして、今に至っているということとございます。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） このニセコハイツの火災報知機の誤作動の件なんですけれども、それ1点と、観光振興費としての山開きの件ですね、その2点お伺ひしたいんですけれども、1点目のニセコハイツの火災報知器の件なんですけれども、補正予算の説明の中では火災報知器の誤作動などの故障が多いことから、安全のために火災報知器の修理に関わる経費を予算計上して、71万7,000円となっています。先程の説明の中では全部取り替へるという説明で、聞き間違へてましたか、全部更新するというふうにご説明されたかと思ひますけれども、そうじゃなくて修理をされるんですか、それとも何度も修理してはいけなから全部取替へるのでしょうか。そこをもう1回確認したいと思ひます。しょつちゅう故障が起こるんだつたら、経費が多少かかつても全部取替へたほうがいいんじゃないかなというふうにご思つてましたので、そこを説明もう一回、どつちが正しいのか教えていただ

きたいと思います。

それと山開きの件ですけれども、2年間休んでしなかったのが、今年は規模を縮小してされるということなんですけれども、過去の例年との違い、経費も縮小していると思いますけれども、どんな山開きにされるのか、そのところ少し説明していただきたいなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 副町長から説明のとおり修繕に係る部品もないということで、機器全部更新を行うということになっております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） ただいまの山開きの件のご質問についてお答えします。例年との違いということなんですけれども、コロナ禍前であれば例年ですと大体一般の来賓の方で60名ほどご案内して、そして遺族の方も20名以上ご案内していたところなんですけど、今回は本当に近隣の関係の首長さんとか観光協会の関係者だけで行うということで、15名ほどの参集で行うかたちにしようかなと今検討しているところです。ご遺族の方についても事前にしっかりご理解いただいた中で、今回は参加ということではなくて、コロナ禍でもありますので、そういった関係者の方だけで縮小して行わせてもらいますということでご案内します。それによって経費のほうも大分縮小しております、例年ですと全体で40万から50万ぐらいかかっていたところなんですけど、今年に関しては13万円ほどの全体の経費の中で、それを5町村の観光協会それぞれ負担しながら行っていくというかたちにしております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 桜井課長から説明していただきました、全部取替えるということなんですけれども、そうしましたらね、この説明のところと予算的に違いが生じないかなと思ったんですけど。それは71万7,000円でびったり収まって、予算の変更はないということでもよろしいんですか。何度も申し上げるように、ここでは修理するというところで71万7,000円を計上しているんですけども、説明では全部取り替えるということで71万7,000円で、費用的にはそれで全て収まるということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 副町長からのご説明の中で修理という言葉はなかったかと思うので、そもそもここで予算計上しているものは全部の機器を更新するというものになってございますので、我々が説明しているものとの行き違いはないというふうに考えておりますが、ちょっとごめんなさい、質問の意図が伝わっていないのかもしれないので、もしまた何かあればよろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから改めてご説明を申し上げますが、補正予算資料No.2の1ページの上で今回の補正予算の趣旨を書かせていただいている中に、火災報知機の修理と書いてあるということで、ここの修理の表現が適切ではないということでございます。大変申し訳ございませんが、先程私がご説明したこと、それから桜井のほうからご説明させていただいたとおりの一括で交換するというところでございますので、ここの修理という表現が間違っているということでございます。訂

正させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 山開きの件なんですけれども、これは別にこの行事に参加するというわけじゃなくて、一般人として外から見守るというか、そこにいる分は構わないと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 一般の方も参加してくださいっていうご案内は特にしてないんですけども、たまたま居合わせる方もいらっしゃるるので、式典の外側で見学なさってる方も例年はいらっしゃるかなというふうに認識しております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 2 点お伺いをいたします。1 点目は、先程来、同僚議員からの質問があったコミュニティFM放送送信所に関わることなんですけど、先ほどの説明の中から、ホテルの屋上に設置を予定しているということのご説明がありました。アンテナが建つということとなると、景観上への配慮についてはどのように考えられているかお伺いをいたします。

それから 2 点目は、10 ページの住居移転補償に関わってでありますけど、これも同僚議員から質問のあった事項だと思いますけども、教職員住宅を廃止するという事ならば、新たに教職員住宅を設置するということにつながっていかないのかなっていうふうに考えました。そこで、2 件の教員住宅を廃止するということになれば、全体のバランスからいって新たに教員住宅が必要になってくるのかなというふうに単純に思うもんですから、今後の計画があればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまの篠原議員の景観の関係でございますけども、先日私がアンテナを立てる屋根、ちょっと見させてもらったんですけども、アンテナ自身については非常に細い線であるのかなってことで、高さは壁側から少し突き出させて 5m ぐらいのポールに設置するというようなかたちになるかと思っております。現在もソフトバンクの Wi-Fi 用のごついのものがもう既に建ってるんですけども、その横に邪魔にならないようにということで今考えておまして、景観が損なわれるというような認識は私自身は現在ないというようなことでございます。ただ、景観上の区域でもありますので、その分については都市建設課のほうに確認して、そういうところで適正な手続が踏めるように進めてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 教員住宅を別途使用するという事で、その分どうするんだという今後の教職員住宅についてのご質問だと思います。近年管内の小・中学校の先生方につきましては、特に自宅を持っている方も多くて、公宅に必ずしも入らなきゃならないという状況は最近ございません。また、町内の教員住宅も一部かなり老朽化しておまして、基本的に修繕にかかる経費等もありますので、今後については特に新規に建てるということは今考えてはございません。その代わり、必要であれば民間のそういう住宅を借上げる等の活用をするとか、そういうかたちで当面对応していきたいというふうに考えてございます。実際今回につきましては、異動がかなり増えた中で、希望者につい

ては全員町内のほうで、その2件分を用途転換したとしても、宮田のほうも含めて全員入って充足しているという状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） アンテナにかかわりましては了解いたしました。ただ全体像がなかなか見えてこない。たまたま同僚議員からの質問を組合せていくと、何となく姿が見えてきたかなという感じをいたしております。先程同僚議員の答弁にありましてとおおり、この後工事費に関わっては別途また補正予算として計上される予定ということではありますが、全体の姿がある程度分かるのであれば、何か一括してされてもいいのかなというふうに感じました。もしその辺で何か相互があったのかどうか伺いたいと思います。もう1点、恐らく全体事業費に関わる財源確保の補填のめどが立ったから、今回第1弾として設計の補正があがってきたのかなと、これも推測の域ですけども、勝手に思っておりました。その辺で財源の状況についてもあわせてお伺いしたいと思います。

それから、教職員住宅に関わって、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、今後の足りない状況においては民間住宅を借り上げるという答弁がありました。本当にそういう方針でおられるのかどうか。教職員住宅のために民間住宅を借り上げるというならば、相当なことになるのかなというふうに思うんですけども、果たしてそういう方針で進まれるかということを確認したいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ラジオニセコの全体の姿ということでございますが、これについてはこれから設計のほうで発注させていただきまして、ある程度の詳細が見えましたら、皆さんに改めてご説明させていただきたいなというふうに思います。それから財源のほうでございますけども、現在総務課の財政のほうで過疎債もしくは緊防債等、関係機関と協議中ということでお聞きしております。起債が駄目であれば特別交付税の措置もあるというふうにお聞きしておりますので、その辺で財源の見通しということで、まだ確定しているような状況ではないということでございます。また、その前に総務省の補助金等はないのかということを探したんですけども、現在あるのは災害時の予備の送信所を新たにつくるということだったらあるんですけども、今回のような移転だけの部分だと、総務省のほうではパッケージで用意されている補助金はちょっと見当たらないというような状況でございます。起債のほうを中心に財源の確保を進めていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 今後の予定なんですけども、先程言ったように実態として教職員が自宅から通う、持ち家を持って公宅には入る希望者が年々少なくなっていると。また、管理職についても単身で来るというような方も多くて、他の町村等では公宅に入らない、あるいは教育局のほうでも管理者については管理職を増やすという意味も含めて、公宅に絶対入れなければならないということの弾力化ということもございます。そういう状況を踏まえると、立派な公宅、教員住宅を建てても、そこが空きの状態が続くということであれば、その分の経費もちょっと検討しなきゃならないのかなと。今後については、単身の先生方、特に期限付の先生方もニセコ町には多くて、単身の方にそうい

う教員住宅を入れてもらって管理維持するっていうことにもちょっと課題がございまして、そういったことも含めて公宅については新規に今つくるっていう考えはありませんけれども、教職員の実態も含めて、今後に向けてそういう状況を含めて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 先程私がお伺いしたのは、町教委として教職員のために民間住宅を借上げて提供するっていう答弁があったんですね。民間住宅を町で借り上げて提供するという新たなシステムをつくっていくのですかっていう質問です。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） その辺につきましては、借り上げるっていうことはそこまで正直きちっと決まっていますので、実際に今回も一般の教員住宅以外の民間の住宅に入って、住宅手当をもらって住んでいる場合もありますし、ぜひ公宅に入りたいというような状況になった場合には、そういうことも視野に検討するということであります。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。これより、議案第2号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件を全て議了しました。

これにて令和4年第4回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時35分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)